

教社第 24 号
平成 26 年 4 月 7 日

ボーイスカウト日本連盟静岡県連盟 理事長 様

静岡県教育委員会社会教育課長

平成 26 年度地域における通学合宿事業の実施について（依頼）

日頃、本県社会教育の推進について御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

本事業につきましては、関係各位の御尽力により、昨年度は県内各地 144 か所で実施されました。改めてお礼申し上げます。今年度、通学合宿は事業開始から 10 年目の節目を迎えることから、更なる実施の拡大を目指します。

つきましては、下記により実施団体を募集しますので、是非関係者の皆様への働きかけをお願いいたします。

なお、昨年度及び一昨年度実施した団体へは連絡済みですので御承知おきください。

記

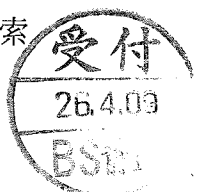
- 1 送付物 「地域における通学合宿事業費補助金交付要綱」
「地域における通学合宿事業の実施について（運用指針）」
- 2 申請方法 郵送による
※ 申請書様式等は下記ホームページからも入手できます。
- 3 提出先 静岡県教育委員会社会教育課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
- 4 今年度最終の受付日 平成 27 年 2 月 2 日（月）
- 5 その他
(1) 申請書の審査に時間を要することから、実施希望日の 45 日前を目処に御提出いただきますよう、お願いいたします。
(2) 通学合宿の中で防災教育に取り組むことを推奨しております。市町によっては危機管理担当課の支援を受けられる場合がありますので、実施団体に御紹介ください。

担当：地域・家庭班 地域教育担当（梅澤）

電話：054-221-3123

FAX：054-221-3362

ホームページ：[静岡県教育委員会 通学合宿](#)で検索



地域における通学合宿事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域の教育力の向上を図るため、地域における通学合宿事業を実施する民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「地域における通学合宿事業」とは、原則として、小学校の3以上の学年による異年齢集団が、地域の宿泊可能な施設で別に教育委員会が定めるものにおいて2泊以上寝食を共にしながら学校に通う事業をいう。
- (2) この要綱において「民間団体」とは、PTA、自治会その他の団体又は個人で構成された地域における通学合宿事業を実施する団体で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 営利を目的とせず、公益性があること。
 - イ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) この要綱において「新規事業」とは、過去に地域における通学合宿事業を実施したことのない民間団体が、新たに地域における通学合宿事業を実施することをいう。
- (4) この要綱において「継続事業」とは、過去に地域における通学合宿事業を実施したことのある民間団体が、地域における通学合宿事業を実施することをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象
地域における通学合宿事業に要する経費（備品購入費を除く。）
- (2) 補助率（額）
別表のとおり

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）
 - オ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 軽微な変更

第5(1)アに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 宿泊先の変更

- (2) 実施日の変更

第7 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ その他必要と認める書類

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第6号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手續

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 各1部

ア 概算払請求書(様式第7号)

イ 資金状況調べ(様式第4号)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

別表

事業の区分	泊数	補助率(額)
新規事業	2泊以上5泊以内	第3(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、13万円を限度とする。
	6泊以上	第3(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、27万円を限度とする。
継続事業	2泊以上5泊以内	第3(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、7万円を限度とする。
	6泊以上	第3(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、20万円を限度とする。

地域における通学合宿事業の実施について（運用指針）

1 目的

本事業は、子どもたちが学校や家庭を離れた環境で、仲間と協力しながら自分たちの力で生活体験することにより、日常生活に必要な生活能力を習得するとともにお互いの立場を理解し、協力し合う心を育むことを目的とする。

また、本事業を通じて学校・家庭・地域の連携を図り、地域全体で子どもを育む環境整備を推進する。

2 事業概要

(1) 事業形態

県から(2)に定める民間団体への補助事業とする。

ア 新たに事業を実施する団体が6泊以上の期間の宿泊を伴い事業を実施する場合は、対象経費の10分の10以内とし、27万円を限度として補助する。

イ 新たに事業を実施する団体が2泊以上5泊以内の期間の宿泊を伴い事業を実施する場合は、対象経費の10分の10以内とし、13万円を限度として補助する。

ウ 既に同様の事業を実施している団体が6泊以上の期間の宿泊を伴い事業を実施する場合は、対象経費の10分の10以内とし、20万円を限度として補助する。

エ 既に同様の事業を実施している団体が2泊以上5泊以内の期間の宿泊を伴い事業を実施する場合は、対象経費の10分の10以内とし、7万円を限度として補助する。

(2) 民間団体

民間団体は、行政・学校関係者、PTA、自治会、青少年団体、大学生などから構成される市町単位の実行委員会、NPO法人、地域教育推進協議会（コンソーシアム）など継続的な実施が可能な団体とする。

(3) 実施方法

実施団体は以下に掲げる事項に留意して事業実施すること。

ア 3以上の学年による異年齢集団が、地域の宿泊可能な施設（以下「宿泊施設」という。）で寝食をともにしながら学校に通う。

イ 宿泊は、2泊以上とする。（1日以上は宿泊施設から登校すること。）

ウ 宿泊施設における食事、入浴などの生活習慣体験、集団生活でのルールづくり、異年齢間での学習など子どもたちの主体的な活動をボランティア（世話人）等が支援する。

エ 宿泊施設など関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置する。

オ 事業実施に当たっては、既存の組織、人材等を活用するとともに、宿泊施設をはじめ、学校、家庭、地域が連携することにより、地域の教育力の向上が図られるよう配慮する。

3 宿泊施設の定義

地域における通学合宿事業において、宿泊施設とは、次の条件を満たす施設をいう。

- (1) 通学合宿に参加する子どもたちが居住する市町に設置されていること。
- (2) 防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていること。
- (3) 宿泊について、施設設置者若しくは管理者の同意が得られていること。

4 補助の対象経費

対象経費は、事業に要する経費とする。

ただし、備品購入費、お菓子やおもちゃの購入代金、通学合宿実施中に破損、汚損してしまっただ物品の弁償代金、その他事業の趣旨にそぐわない支出を除く。

5 事務手続

- (1) 実施団体は、別に定める地域における通学合宿事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の交付申請書、事業計画書、収支予算書、資金状況調べその他必要と認める書類を県に対し提出する。
- (2) 県は、提出された申請書等の内容を審査し、適当と認められた団体に補助金を交付する。
- (3) 補助金交付決定された団体（以下「交付団体」という。）は、年度内に当該実施計画により事業を実施する。
- (4) 交付団体は、事業終了の日から起算して 30 日を経過した日又は 3 月 10 日のいずれか早い日までに交付要綱で定める実績報告書、事業実績書、収支決算書その他必要と認める書類を提出する。

6 その他

本事業の実施に当たっては静岡県遊技業協同組合寄附金を活用する。

7 問合せ先・提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県教育委員会社会教育課

TEL : 054-221-3123 FAX : 054-221-3362

E-mail : kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp